

○小牧市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和 5 年 6 月 22 日

5 小出第 5 号

(通則)

第 1 条 小牧市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 34 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に際して支出した費用の一部を補助することにより、新規に婚姻した世帯における経済的不安の軽減及び地域における少子化対策を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住居費用 婚姻を機に市内に新たに住宅を購入若しくは新築し（婚姻日前 1 年以内に契約したものを含む。）、又は賃借するために要した費用のうち、当該住宅の購入費、建築費、賃料（3 月以内分に限る。以下同じ。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費（3 月以内分に限る。以下同じ。）及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については、勤務先から住居手当が支給されているときは当該住居手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けているときは当該支援額に相当する額を、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 3 号の住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けているときは当該家賃補助額に相当する額を、それぞれ対象となる賃料の額から除くものとする。

(2) リフォーム費用 婚姻を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事（婚姻日前 1 年以内に契約したものを含む。）に要した費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費

用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン等の家電の購入及び設置に係る費用を除く。

(3) 引越費用 婚姻を機に市内の住宅に引越しするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する夫婦の一方とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 補助金の交付を申請する日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の1月1日から申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。ただし、同一人同士が再婚した場合及びイ又はウに該当する場合を除く。

イ 前年度に補助金の交付を受けた者を含む夫婦で、当該補助金の額が上限額に達しなかったもの。ただし、賃料及び共益費を3月以上分申請した場合を除く。

ウ 前年度中に第10条の規定による認定を受けた者を含む夫婦

(2) 婚姻届を提出した日における年齢が、夫婦ともに満39歳以下であること。

(3) 所得証明書等（前々年度の1月から前年度の12月までのものをいう。）をもとに、夫婦の所得を合算した額が500万円未満（貸与型奨学金を返済している場合にあっては、夫婦の所得の額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満）であること（第1号アに掲げる夫婦に限る。）。

(4) 申請に係る住宅が市内にあり、かつ、申請時に夫婦の双方が当該住宅の所在地に住民登録していること。

(5) 夫婦のいずれもが過去にこの補助金（他の市町村（特別区、一部事

務組合、広域連合等を含む。)等による同趣旨の補助金等を含む。)の交付を受けていないこと(第1号イに掲げる夫婦が前年度にこの補助金の交付を受けている場合を除く。)

(6) 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと(第1号アに掲げる夫婦に限る。)

(7) 申請日以後も市内に住み続ける意思があること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者に係る住居費用、リフォーム費用及び引越費用であって、申請年度の4月1日から別に定める日までの間に夫婦の双方又は一方が支払ったものとする。ただし、本市の他の補助金等の交付の対象となっている経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 市長は、予算の範囲内において、補助対象経費の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を補助金として交付する。ただし、その1世帯当たりの上限額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 夫婦ともに婚姻届を提出した日における年齢が29歳以下の世帯
60万円

(2) 前号以外の世帯 30万円

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第4条第1号イに掲げる夫婦に係る補助金の上限額は、前項各号に定める額から、当該夫婦が前年度に交付を受けた補助金の額を控除した額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)のうち、第4条第1号アに掲げる夫婦に属するものは、小牧市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類等を添えて、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 住民票の写し
- (3) 夫婦の前年の所得（１月から３月までの間に申請書を提出する場合は、前々年の所得）を証明する書類
- (4) 夫婦の納税状況を証明する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（該当する場合）
- (6) 住宅の売買契約書及び領収書の写し又は支払証拠書類（住宅を購入した場合）
- (7) 住宅の工事請負契約書及び領収書の写し又は支払証拠書類（住宅を新築し、又はリフォームした場合）
- (8) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し又は支払証拠書類（住宅を賃借した場合）
- (9) 引越費用に係る領収書の写し又は支払証拠書類（引越費用がある場合）
- (10) 住宅手当支給証明書（様式第２）又は住宅手当の額が確認できる書類（住宅を賃借した場合）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、第４条第１号イ又はウに掲げる夫婦に属するものは、申請書に次に掲げる書類等を添えて、前項の期限までに市長に申請しなければならない。

- (1) 前項第２号に掲げる書類（続柄が記載されているものに限る。）
- (2) 前項第６号から第１０号までに掲げる書類
- (3) 前年度に交付された補助金に係る交付決定通知書又は第１０条第３項に規定する小牧市結婚新生活支援補助金対象者認定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第１項及び前項の規定にかかわらず、第１項第２号及び第３号又は前項第１号に掲げる書類により証明すべき事実を市が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- 4 規則第 12 条の規定による実績報告は、第 1 項に掲げる書類等の提出をもって、これに代えるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第 8 条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、小牧市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第 3。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 規則第 13 条の通知は、前項の通知をもってこれに代えるものとする。

- 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、小牧市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第 4）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 9 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が補助金を請求しようとするときは、決定通知書を受け取った日から 20 日以内に、小牧市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第 5。以下「請求書」という。）を市長へ提出するものとする。ただし、最終請求日は、市長が別に定める日から起算して 7 日後までとする。

- 2 補助金は、請求書を受け取った日から 30 日以内に交付するものとする。

(補助対象者の認定)

第 10 条 補助対象者のうち、第 7 条第 1 項の申請を同項の期限までに行うことができないやむを得ない理由があると市長が認めるもので、申請年度の翌年度に補助金の交付を受けようとするもの（以下「認定申請者」という。）は、申請年度の 3 月 31 日までに、小牧市結婚新生活支援補助金対象者認定申請書（様式第 6。以下「認定申請書」という。）に同項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第 7 条第 2 項の規定は、前項の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定により認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の可否について決定し、小牧市結婚新生活支援補助金対象者認定通知書（様式第7）又は小牧市結婚新生活支援補助金対象者不認定通知書（様式第8）により認定申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付決定者にその返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年5小出第109号）

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

附 則（令和6年5小出第148号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6小出第628号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7小出第260号）

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。